

肝炎対策基本指針の 見直し方針について（案）

肝炎対策基本指針見直し方針の基本的考え方(案)

肝炎対策基本指針については、これまでの各委員等からのご意見及び近年の施策の実施状況等を踏まえ、以下の考え方を基本として、見直しを進めることとしてはどうか。

【基本的方向】

- 国としての肝炎対策の全体的な施策目標として、肝硬変、肝がんへの移行者を減らすこと(肝がん罹患率の減少)を目標とする旨明記する。(資料2;第1(1)関係 8参照)
- 国は、都道府県に対し、各地域の実情をもとに、関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標を設定するよう促すとともに、実施状況の把握、施策の評価・見直しといったPDCAサイクルを実施するように努める。(資料2;第9(3)関係 120参照)

【検査の促進等】

- 肝炎ウイルス検査について、研究班の成果等も活用しつつ、特に職域での啓発や検査実施を、医療保険者、事業主等に働きかける。
(資料2;第1(2)関係 10、第3(2)関係 37、38、第4(1)関係45、47、第4(2)関係52、55、第8(2)関係97、102参照)
- 検査陽性者の受診勧奨、フォローアップの取組を、都道府県や拠点病院での取組、研究班の成果等を踏まえ、一層推進する。(資料2;第4(1)関係 45、第4(2)関係 50参照)

【医療体制】

- 肝疾患連携拠点病院は、地域の肝疾患に関する中核的な医療機関として、地方公共団体と協力して、肝疾患専門医療機関等の治療水準の向上と、専門医療機関、かかりつけ医とのネットワークを構築する等の取り組みを図る。

(資料2;第1(3)関係 14、第4(1)関係 44、第4(2)関係 53、59参照)

- 国及び肝炎情報センターが、都道府県及び拠点病院に対し技術的支援を行うことなど、肝炎情報センターの基本的な役割を明確にする。

(資料2;第4(1)関係 44、第4(2)関係 52、53参照)

- 肝炎治療の進歩を背景に、心身の負担が少なく、働きながら治療できるようになったことの事業主への周知をさらに進めるなど、肝炎患者への就労支援の取組を推進する。

(資料2;第4(1)関係 47、第4(2)関係 47、第8(2)関係 99参照)

【普及・啓発、人権】

- 国と地方自治体がより一層連携して、国民運動として普及啓発活動に取り組むことを明確にする。(資料2;第8(2)関係 95、97、101参照)

- 肝炎患者への差別や偏見が生じないよう、これまで研究班等で作成したガイドライン等が様々な現場に周知され適切な対応が図られるよう、関係者の意見等を踏まえ具体的な方策を検討する。(資料2;第8(2)関係 103参照)

【研究】

- B型肝炎治療薬の開発に向けた研究などを重点的に実施するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう各種の行政研究を進める。(資料2;第6(1)関係 71、74、76、第7(1)関係 86参照)

(参考)

肝炎対策基本指針の概要(平成23年5月16日策定)

事項	項目	主な内容
第1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	<ul style="list-style-type: none">○ 肝炎患者等を含む関係者が連携して対策を進めることが重要であること。○ 肝炎ウイルス検査の受検体制の整備及び受検勧奨が必要であること。○ 地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制の整備の促進が必要であること。○ 抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果の検証を行うことが必要であること。○ 肝炎医療を始めとする研究の総合的な推進が必要であること。○ 肝炎に関する正しい知識の普及啓発が必要であること。○ 肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供が必要であること。
第2	肝炎の予防のための施策に関する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 新たな感染を予防するための正しい知識の普及やB型肝炎ワクチンの予防接種の在り方に係る検討が必要であること。
第3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることの周知、希望する全ての国民が検査を受検できる体制の整備及びその効果の検証が必要であること。
第4	肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられる体制の整備及び受診勧奨が必要であること。
第5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成することが必要であること。
第6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 研究実績の評価や検証、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる研究の実施が必要であること。
第7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 肝炎医療に係る医薬品を含めた医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。
第8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、肝炎患者等に対する不当な差別を防ぐため、普及啓発が必要であること。
第9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none">○ 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化が必要であること。○ 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援を行うこと。○ 地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制の構築等が望まれること。○ 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無について認識を持ち、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識に基づく適切な対応に努めること。○ 今後、各主体の取組について定期的に調査及び評価を行い、必要に応じ指針の見直しを行うこと。また、肝炎対策推進協議会に対し、取組の状況について定期的な報告を行うこと。